事　業　概　要

令和４年度（2022 年度）版

江戸川区児童相談所

第１　児童相談所の概況 1

１　江戸川区の概要（令和５年４月１日現在） 2

２　児童相談所の概要 2

３　目的・理念 2

４　児童相談所等の沿革 3

５　児童相談所の組織及び職員 4

６　児童相談所で取扱う児童相談・援助 6

第２　事業の概況 11

１　相談状況 12

２　調査、診断、一時保護、法的対応状況 19

３　施設入所の状況 23

４　里親制度 24

５　退所後支援事業 26

６　各種事業 26

７　基礎的自治体の児童相談所としての対応 29

８　専門職の人材育成 34

９　視察・見学、実習 38

10　特別区からの派遣研修職員の受入れ 39

第３　統計 40

１　児童相談受付状況 41

２　児童相談対応状況 43

３　親権・後見人・立入調査等 44

第１　児童相談所の概況

１　江戸川区の概要（令和５年４月１日現在）

面　　積　　49.09ｋ㎡
人　　口　　688,501 人
児童人口　　100,546 人
総世帯数　　350,285 世帯

２　児童相談所の概要

名　　称　　江戸川区児童相談所（愛称：はあとポート）
所 在 地　　江戸川区中央三丁目４番 18 号
所管区域　　江戸川区全域
事業開始　　令和２年４月１日
敷地面積　　2,285 ㎡
延床面積　　4,508 ㎡
建物規模　　地上４階建　鉄筋コンクリート造
　　１階　児童相談所玄関、地域交流スペース等
　　２階　事務室、相談室等
　　３階　児童相談所受付、事務室、相談室、家族支援室等
　　４階　心理相談室、体育館、会議室等
交　　通　　ＪＲ中央・総武線「新小岩駅」下車　徒歩 20 分
　　京成バス篠 01「中央図書館」下車　徒歩３分
　　都営バス錦 27・京成タウンバス小 74「江戸川文化センター前」下車　徒歩４分
　　都営バス新小 29「ＮＴＴ江戸川支店前」下車　徒歩４分
　　都営バス新小 21・22「江戸川区役所前」下車　徒歩８分

３　目的・理念

児童福祉法第１条では「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と定め、子どもが権利の主体であることを明確にしている。

本児童相談所では、全ての子どもが等しく持つ「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を保障するため、「江戸川区の子どもは江戸川区で守る」をモットーに、子どもが抱える問題や子どものニーズ、子どもの置かれた状況などを的確に捉えながら江戸川区の地域力を活かして地域住民、関係機関等と連携して重層的な支援に取組み、子どもの最善の利益を優先した相談援助活動の展開を図る。

江戸川区児童相談所の３つの一元化

①指揮系統の一元化＜危機管理＞
児童相談所と子ども家庭支援センターの二元体制を一機関に集約

②支援対応の一元化＜虐待の発生予防及び早期発見・早期対応＞
母子保健や子育て支援、学校教育等の基礎的サービスを駆使し、地域住民や関係機関との連携により虐待の発生を防止

③窓口の一元化＜区民の利便性向上＞
18 歳未満の子どもに関するあらゆる相談を一か所で受け止め、区民が迷うことなく気軽に相談できる体制を整備

４　児童相談所等の沿革

昭和 61 年 2 月 19 日	「都区制度改革の基本的方向」で児童相談所に関する事務の移譲を都区で合意
平成 20 年 6 月 26 日	第 13 回都区のあり方検討委員会幹事会で児童相談所設置等に関する事務を区へ移管する方向で検討することで一致
平成 22 年 1 月 24 日	小学１年生男児死亡事件発生
平成 23 年 12 月 19 日	第 13 回都区のあり方検討委員会において、都区のあり方検討委員会とは切り離して今後の進め方等について都区間協議、別途整理していくことで確認
平成 24 年 2 月 13 日	「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」の設置
平成 25 年 3 月 12 日	「義務付け・枠付けの第 4 次見直しについて」（閣議決定）の中で「児童相談所設置の権限移譲については、都と特別区の協議結果を踏まえ検討を行う」
平成 25 年 11 月 15 日	特別区長会で「特別区児童相談所移管モデル」を了承。都に検討再開の申し入れ
平成 28 年 3 月 10 日	「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」（提言） 「特別区でも児童相談所を設置できる規定とする必要がある。」
平成 28 年 3 月 29 日	児童福祉法等の一部を改正する法律案を閣議決定
平成 28 年 5 月 27 日	児童福祉法等の一部を改正する法律案が参議院で可決・成立 （H28.6.3 公布）
平成 29 年 4 月 1 日	改正児童福祉法施行 （児童福祉法第 59 条の 4 第１項：抜粋） この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市並びに児童相談所を設置する市（特別区を含む）として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市が処理するものとする。
平成 31 年 4 月 24 日	厚生労働大臣に対し、本区を含む３区が児童相談所設置市への指定を要請
令和元年 8 月 27 日	江戸川区を児童相談所設置市に指定する政令が公布
令和 2 年 4 月 1 日	江戸川区児童相談所「はあとポート」開設
令和 3 年 7 月 1 日	「江戸川区子どもの権利条例」公布

～　子どもと保護者が気軽に立ち寄れる「心の港」を目指して　～

児童相談所をより身近に感じてもらおうと、本区では令和元年に区内在住・在勤・在学者等から施設の愛称を公募し、応募総数 404 点の中から片野満さんの作品「はあとポート」が選ばれました。

児童相談所「はあとポート」は本区の全ての子どもたちの健やかな育ちを見守り支える施設です。子どもと保護者が気軽に立ち寄れる「心の港」となるよう、さまざまな相談に応じながら子育て家庭への援助を行い、子どもの権利を守ります。

５　児童相談所の組織及び職員

（１）組織

令和５年４月１日現在

- 児童相談所
  - 相談課
    - 庶務係（施設維持・管理、庶務等）
    - 事業係（成長支援事業、要保護児童対策地域協議会等）
    - 支援係（相談・調査※、指導及び支援等）
  - 援助課
    - 援助調整係（相談受付、保健相談・指導、医療機関連携措置事務、援助方針会議運営及び統計事務等）
    - 援助第一係（相談・調査※、診断、判定及び専門的支援等）
    - 援助第二係（相談・調査※、診断、判定及び専門的支援等）
    - 援助第三係（相談・調査※、診断、判定及び専門的支援等）
    - 援助第四係（相談・調査※、診断、判定及び専門的支援等）
    - 施設支援係（施設措置費支払等）
    - 里親支援係（里親・養子縁組支援等）
    - 課務担当係
  - 一時保護課
    - 庶務係
    - 調整係（保護児童への支援の調整等）
    - 保護第一係（一時保護、行動診断、生活支援等）
    - 保護第二係（一時保護、行動診断、生活支援等）
    - 保護第三係（一時保護、行動診断、生活支援等）
  - 児童相談所医

※ 相談課においては児童福祉法第 10 条第３号に定める業務を所掌し、援助課においては同法第 11 条第２項に定める業務を所掌

（２）職員の配置状況

令和５年４月１日現在　　（単位：人）

所属・職種等		配置数	内訳	
			常勤	非常勤
所長		1	1	0
相談課	課長	1	1	0
	社会福祉主事	11	11	0
	保健師	2	2	0
	子育て心理相談員	2	0	2
	子ども家庭支援ワーカー	5	0	5
	福祉・介護支援員	1	0	1
	事務	12	6	6
援助課	課長	1	1	0
	児童福祉司	43	43	0
	児童心理司	20	20	0
	保健師	1	0	1
	虐待対応強化専門員	2	0	2
	虐待対応協力員	4	0	4
	里親支援員	1	0	1
	福祉・介護支援員	1	0	1
	学校連携支援員	1	0	1
	事務等	27	15	12
一時保護課	課長	1	1	0
	児童指導員	33	32	1
	看護師	2	0	2
	心理療法担当職員	1	1	0
	学習指導員	4	0	4
	児童支援補助員	13	0	13
	事務	1	0	1
児童相談所医		1	0	1
計		192	134	58

６　児童相談所で取扱う児童相談・援助

（１）相談の種類

相談区分		内容
養護相談		□虐待相談 □養育困難（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労および服役等） □迷子に関する相談　□養育家庭（里親）に関する相談
保健相談		□一般的健康管理に関する相談 （乳児、早産児、虐待児、児童の疾患、事故、けが 等）
障害相談	視聴覚障害相談	□盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等の視聴覚障害を有する児童に関する相談
	言語発達障害等相談	□構音障害（※１）、吃音、失語等の音声や言語の機能障害を有する児童 □言語発達遅滞を有する児童等に関する相談
	肢体不自由相談	□肢体不自由児に関する相談　□児童の運動発達の遅れに関する相談
	重症心身障害相談	□重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童（者）に関する相談
	知的障害相談	□知的障害児に関する相談
	ことばの遅れ相談（知的遅れ）	□ことばの遅れを主訴とする相談で、知的遅れによると思われる児童に関する相談
	発達障害相談	□自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害、学習障害等の児童に関する相談
非行相談	ぐ犯行為等相談	□虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家で、浮浪、暴力、性的逸脱行動等のぐ犯行為（※２）　□問題行動のある児童 □警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
	触法行為等相談	□触法行為（※３）があったとして警察署から法第２５条通告及び少年法第６条の６により送致のあった児童　□犯罪少年（※４）に関して家庭裁判所から送致のあった児童等に関する相談
育成相談	不登校相談	□学校、幼稚園、保育所に登校（園）できない、していない状態にある児童に関する相談
	性格行動相談	□友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙（※５）、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	しつけ相談	□家庭内における幼児のしつけ、遊び等に関する相談
	適性相談	□学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
	ことばの遅れ相談（家庭環境）	□ことばの遅れを主訴とする相談で、家庭環境等言語環境の不備等によると思われる児童に関する相談
その他の相談		□措置変更　□在所期間延長等に関する相談

※１　構音障害：口唇、舌、口蓋や脳機能などの障害により、話ことばを性格・明瞭に発音できない状態

※２　ぐ犯行為：保護者の正当な監護に服しない性癖のあることなど一定の事由があって、その性格または環境に照らして、将来罪を犯す、または刑罰法令に触れるおそれのある少年の行為

※３　触法行為：14 歳未満で刑罰法令に触れる行為

※４　犯罪少年：罪を犯した 14 歳以上 18 歳未満の少年

※５　緘黙（かんもく）：話す能力があるにもかかわらず、心理的原因等で、学校等の特定場面、あるいは生活全般で話せない状態

（２）援助の種類

区分		内容
措置によるもの	訓戒・誓約書の提出 (27 条１項１号)	誓約書の提出は、注意を与えるだけでは足りない場合に、児童または保護者に再び同じような問題行動をしないと約束させ、書類を提出させる
	児童福祉司指導 (26 条１項２号) (27 条１項２号) (虐待防止法 11 条１項)	・家庭環境に起因する複雑な問題を有する児童等、援助に専門的知識、技術を要するケースに対して、来所又は家庭訪問等の方法により継続的に行う指導 ・児童虐待を行った保護者に対して行う指導
	児童委員指導 (27 条１項２号)	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整により解決すると考えられるケースについて、児童委員に指導を依頼する
	福祉事務所送致等 (26 条１項４号)	・知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合 ・助産施設、母子生活支援施設、保育所への利用等を要すると認められる場合 ・15 歳以上の児童について、身体障害者更生援護施設、知的障害者更生施設、授産施設に入所させることが適当であると認められる場合
	里親委託 (27 条１項３号)	①養子縁組を目的とせずに一定期間養育する「養育家庭」、②障害児等の専門的ケアを必要とする児童を一定期間養育する「専門養育家庭」、③養子縁組を目的として養育する「養子縁組里親」、④保護者が行方不明等の状態にあり児童の扶養義務者等である親族が養育する「親族里親」に対し、児童の養育を委託する
	小規模住居型児童養育事業委託 (27 条１項３号)	一定の要件を備えた養育者の住居で５～６人の児童を養育する事業を行う者に対し、児童を委託する
	児童福祉施設等入所 (27 条１項３号) (27 条の２)(31 条)	乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設等に入所させる
	指定発達支援医療機関委託(27 条２項)	国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するものに、児童を委託する
	家庭裁判所送致 (27 条１項４号) (27 条の３)	家庭裁判所の審判に付することが適当である児童、強制的措置を必要とする児童等を家庭裁判所に送致する ※少年法第３条第２項、６条７項
	区市町村送致 (26 条１項３号) ※法律上は市町村送致	児童相談所が受理したケースのうち、区市町村による支援等が必要と考えられるケース等について、児童相談所から区市町村に送致する
	区市町村指導委託 (26 条１項) (27 条１項、２項) ※法律上は市町村指導委託	児童や保護者の状況、地理的要件やこれまでの相談経緯等から区市町村による継続的に寄り添った支援が適当と考えられるケースについて、児童相談所が行政処分としての指導措置を区市町村に委託し、区市町村が具体的な支援(指導)活動を行う

区分		内容
措置によらないもの	助言指導 (11 条１項２号ニ)	助言、情報提供等の適切な方法により、児童の有する問題が解決されると考えられる場合の指導。愛の手帳の判定、電話相談による助言など。
	継続指導 (11 条１項２号ニ)	児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じ訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法、カウンセリング等を行う
	他機関あっせん・紹介 (11 条１項２号ニ)	児童相談所の持つ機能以外の対応について、他の関係機関をあっせん・紹介する
	児童自立生活援助 (33 条の６)	義務教育終了後、児童養護施設等を退所した児童又はその他の児童で、自立を図るため必要な場合において、その児童から申込があったときは、「自立援助ホーム」に入所させて、社会的自立に向けた援助を行う

（３）その他

区分	内容
意見付与 (24 条の３第３項)	障害児施設給付費の要否の決定に際し、児童相談所長の意見を付与する
家庭裁判所家事審判請求 (28 条) (33 条６の２・７・８・９)	児童福祉施設等の入所の承認の請求、親権一時停止・親権喪失・管理権喪失の請求(民法 834 条・835 条)、未成年後見人選任(840 条)、解任(846 条)の請求、特別養子適格の確認請求(令和２年４月１日に施行された児童福祉法上の規定)を行う
立入調査 (29 条) (虐待防止法９条１項)	児童虐待が行われているおそれがあると認めるとき、又は保護者による児童虐待等の場合における措置をとるため必要があると認めたときは、児童相談所長は児童委員又は児童福祉司をして、児童の住所等に立入、必要な調査又は質問をすることができる。正当な理由がなく立入調査を拒否する等の職務妨害行為等に対しては、罰則規定がある(61 条の５)
一時保護・一時保護委託 (33 条１～10 項) (虐待防止法８条)	児童相談所長は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童等を一時保護し、また児童福祉施設等に一時保護委託することができる
面会・通信の制限 (虐待防止法 12 条)	虐待を受けた児童で施設等入所中や一時保護中に、虐待を行った保護者の面会又は通信を制限することができる
接近禁止命令 (虐待防止法 12 条の４)	上記の面会・通信制限を受けている場合で必要があると認めるときは、児童の身近につきまとい又は付近を徘徊しないよう命ずることができる(虐待防止法台 18 条に罰則規定がある)
同居児童の届け出 (30 条)	４親等内の児童以外の児童を一定期間同居させている者に対し、区市町村長を経由して、管轄の児童相談所に届け出義務を課し、虐待や人身売買のような子供の権利侵害が発生しないよう児童の保護を図る
所長の親権代行 (33 条の８第２項)	児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求に係る児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う
出頭要求 (虐待防止法８条の２)	児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事している職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる
再出頭要求 (虐待防止法９条の２)	保護者が上記の出頭要求又は立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる
臨検・捜索 (虐待防止法９条の３)	保護者が正当な理由なく立入調査に応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる

()内の法律名の記載がない条文は、児童福祉法である

（４）相談援助の流れ

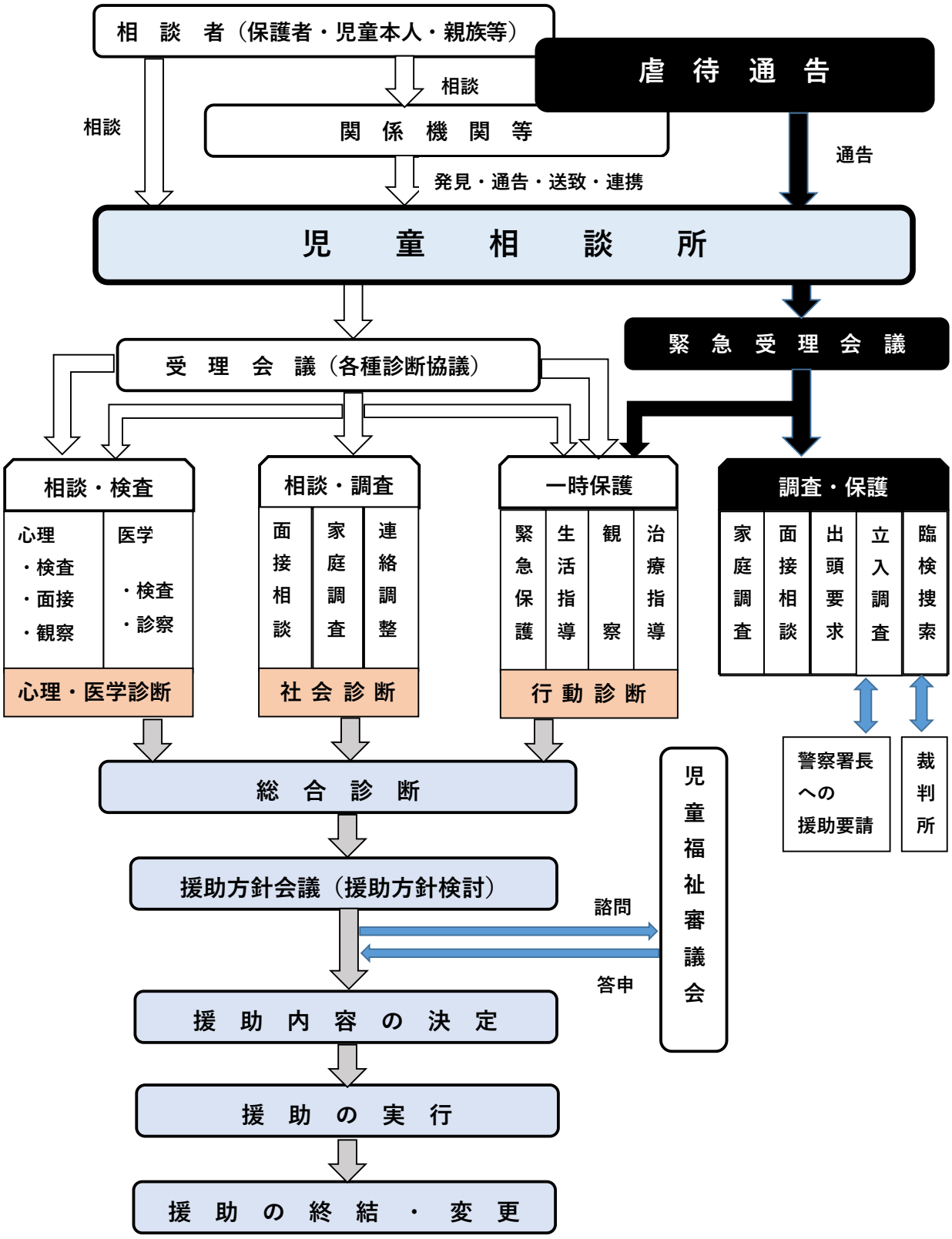

⇒受理⇒調査⇒総合診断（判定）⇒援助方針会議

第２　事業の概況

１　相談状況

（１）概況

令和４年度の江戸川区児童相談所における相談受理件数は 3, 598 件である。

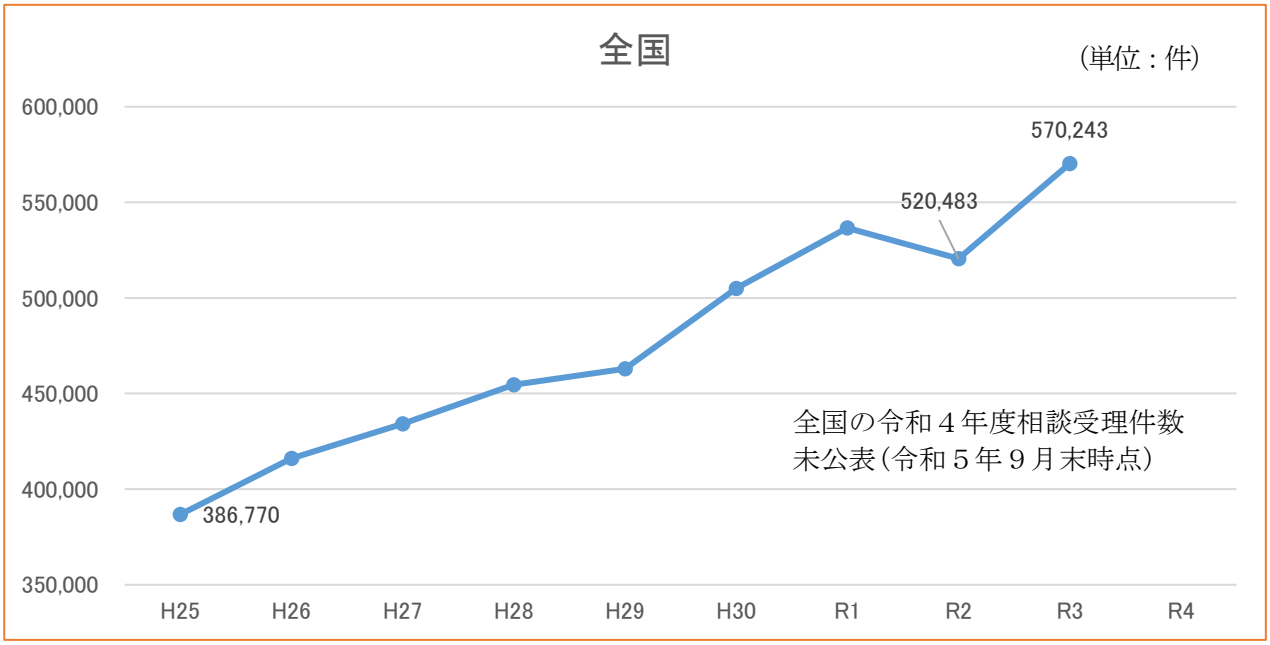

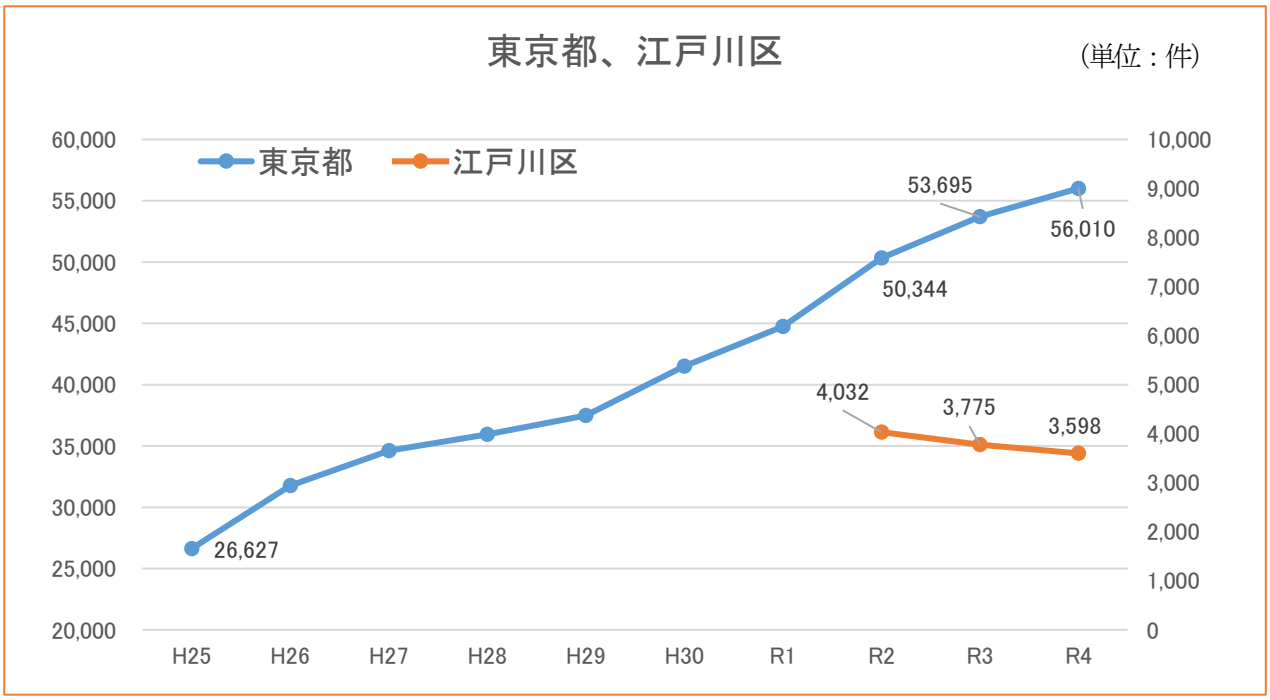

（２）経路別受理状況

令和４年度の相談受理件数3,598件のうち、家族・親戚からの相談が最も多く（1,133件）、次いで警察等（848件）、近隣・知人（343件）と続いている。　　(単位：件)

		令和２年度	令和３年度	令和４年度
都道府県・指定都市・中核市・特別区	児童相談所	253	93	70
	福祉事務所	10	3	30
	保健センター	22	6	72
	その他	20	13	24
区市町村	福祉事務所	21	51	2
	児童委員	0	0	0
	保健センター	64	66	1
	その他	247	123	63
児童福祉施設・指定発達支援医療機関	保育所	63	64	34
	児童福祉施設	25	8	11
	指定発達支援医療機関	0	0	0
児童家庭支援センター		0	0	0
認定こども園		0	0	0
警察等		678	602	848
家庭裁判所		16	17	25
保健所及び医療機関	保健所	3	12	1
	医療機関	97	109	89
学校等	幼稚園	9	10	15
	学校	262	200	171
	教育委員会等	16	7	16
里親		18	14	11
児童委員		7	4	0
家族・親戚		1,099	1,177	1,133
近隣・知人		434	399	343
児童本人		49	42	31
その他		619	755	608
計		4,032	3,775	3,598

（３）相談内容別・男女別受理状況

令和４年度の相談受理件数 3,598 件のうち、児童虐待相談が最も多い(1,764 件)。児童虐待相談の内訳は、身体的虐待 404 件、性的虐待 14 件、心理的虐待 1,058 件、ネグレクト 288 件である。

また男性は 1,965 件、女性は 1,633 件と、男性が多くなっている。特に男女比が大きいのは障害相談である。

(単位：件)

		令和２年度			令和３年度			令和４年度		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
養護相談	児童虐待相談	1,052	990	2,042	930	891	1,821	860	904	1,764
	その他の相談	280	264	544	367	349	716	279	308	587
保健相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害相談	肢体不自由相談	1	1	2	4	4	8	0	1	1
	視聴覚障害相談	0	0	0	1	0	1	0	0	0
	言語発達障害相談	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	重症心身障害相談	0	2	2	1	0	1	4	3	7
	知的障害相談	283	124	407	434	186	620	369	129	498
	発達障害相談	1	1	2	7	1	8	0	0	0
非行相談	ぐ犯行為等相談	17	15	32	46	28	74	29	33	62
	触法行為等相談	19	3	22	23	2	25	74	17	91
育成相談	性格行動相談	131	78	209	149	104	253	166	123	289
	不登校相談	5	3	8	22	12	34	17	11	28
	適正相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育児・しつけ相談	26	23	49	30	16	46	42	25	67
その他の相談		377	336	713	95	72	167	125	79	204
計		2,192	1,840	4,032	2,109	1,666	3,775	1,965	1,633	3,598

（５）年齢別受理状況

令和４年度の相談受理件数 3,598 件のうち、各年齢層とも一番大きな割合を占めているのは養護相談(児童虐待相談)である。

(令和２年度)　　(単位：件 (%))

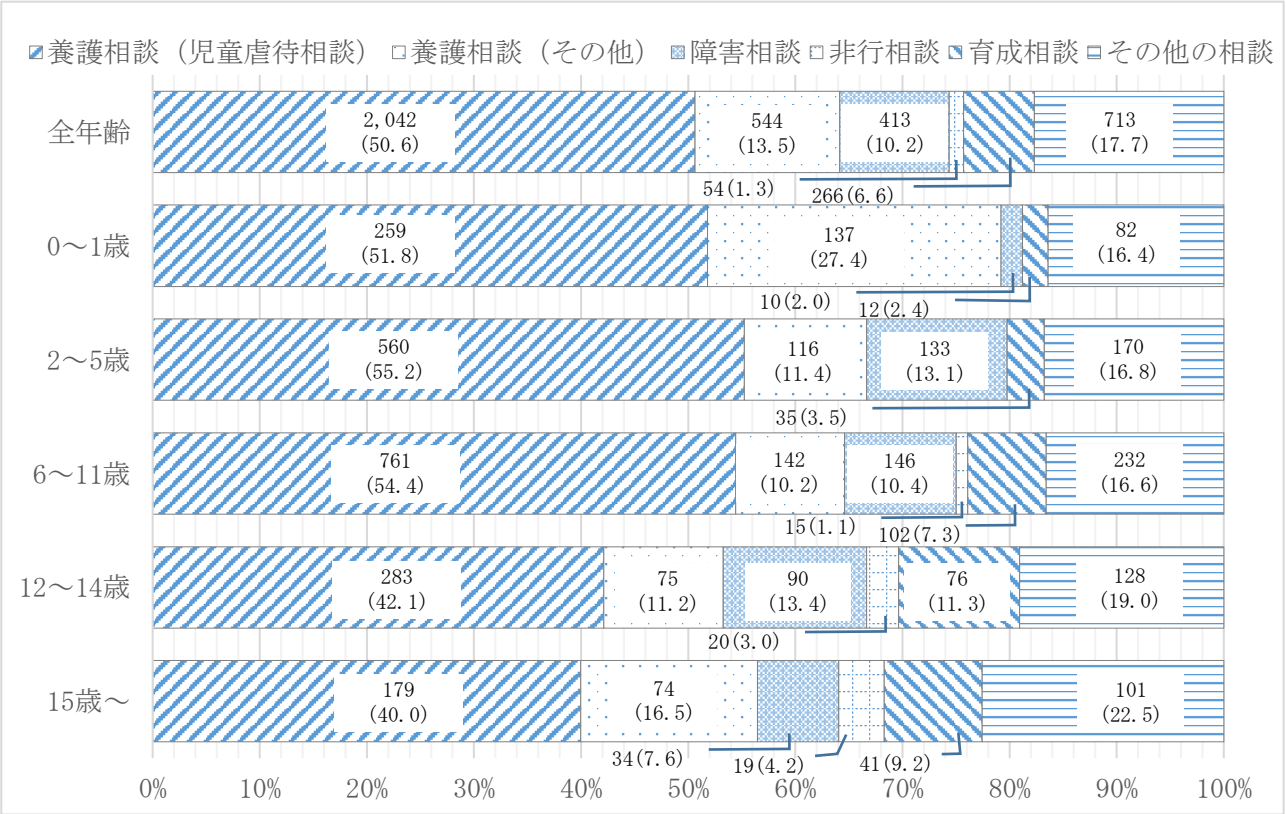

(令和３年度)

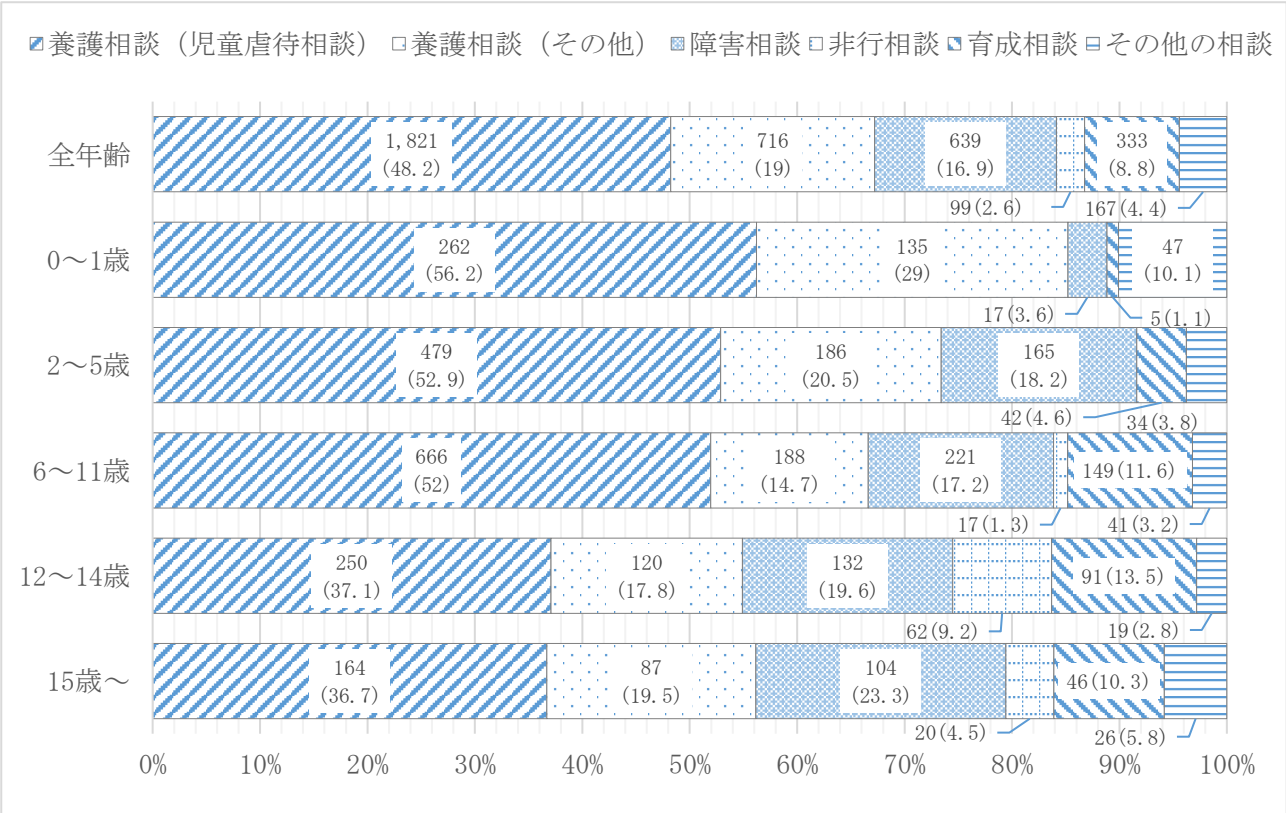

（令和４年度）

（単位：件（%））

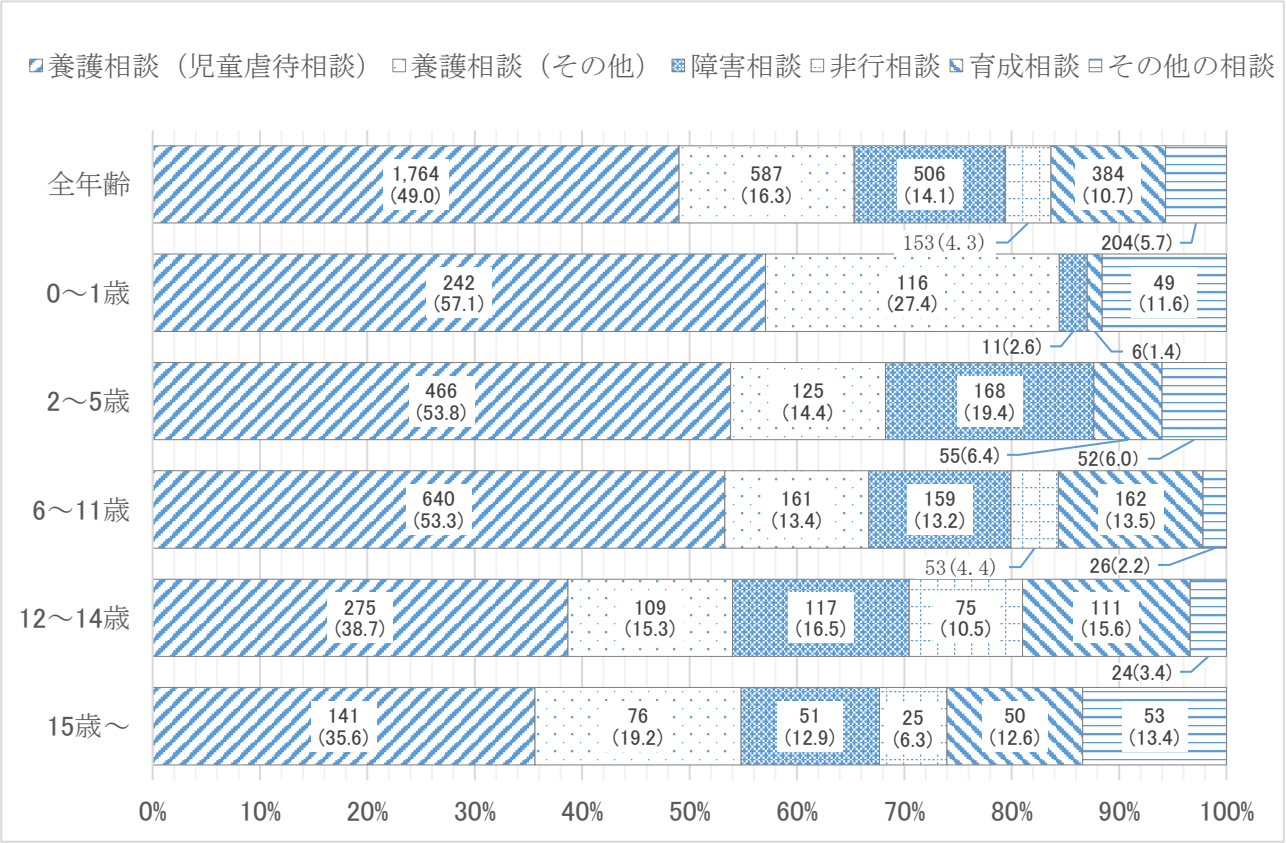
養護相談（児童虐待相談）
養護相談（その他）
障害相談
非行相談
育成相談
その他の相談
全年齢
1,764 (49.0)
587 (16.3)
506 (14.1)
153(4.3)
384 (10.7)
204(5.7)
0～1歳
242 (57.1)
116 (27.4)
11(2.6)
49 (11.6)
6(1.4)
2～5歳
466 (53.8)
125 (14.4)
168 (19.4)
55(6.4)
52(6.0)
6～11歳
640 (53.3)
161 (13.4)
159 (13.2)
53(4.4)
162 (13.5)
26(2.2)
12～14歳
275 (38.7)
109 (15.3)
117 (16.5)
75 (10.5)
111 (15.6)
24(3.4)
15歳～
141 (35.6)
76 (19.2)
51 (12.9)
25 (6.3)
50 (12.6)
53 (13.4)
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%

（６）児童虐待の対応状況

①　児童虐待対応状況

令和４年度の江戸川区児童相談所における虐待対応件数は 2,002 件である。なお児童虐待対応件数とは、本年度中に児童相談所が新規に受け付けた虐待相談及び前年度まで調査中であった虐待相談のうち、本年度中に援助方針を決定した件数である。

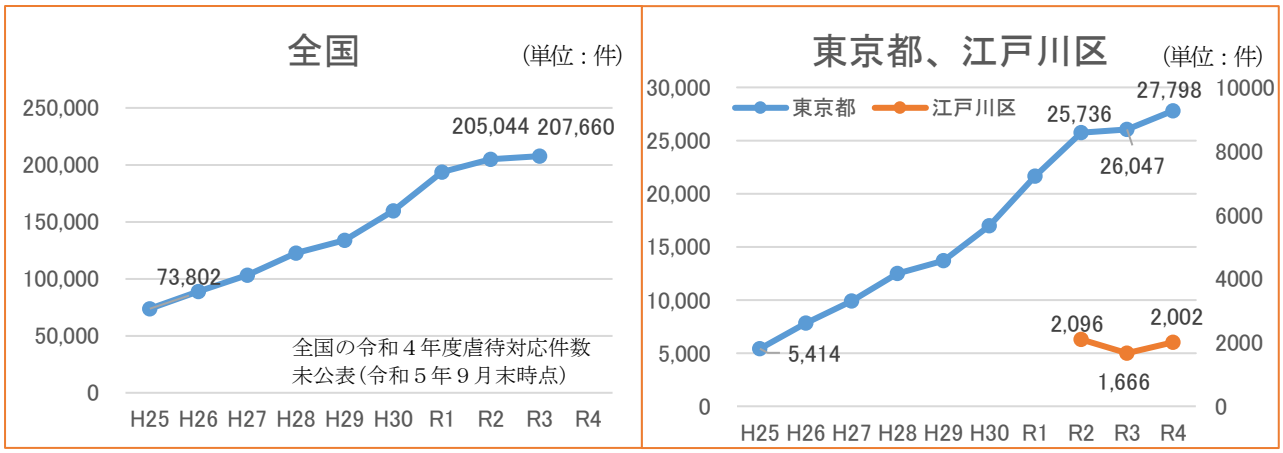

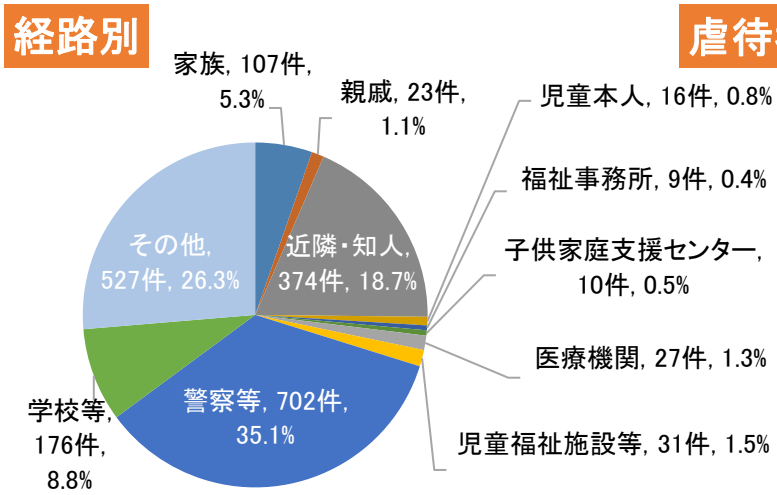

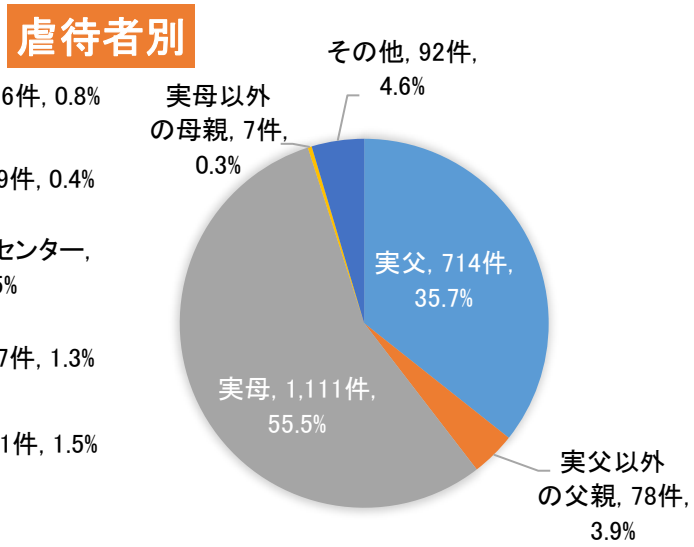

※その他は江東児童相談所からの引継ぎ案件を含む

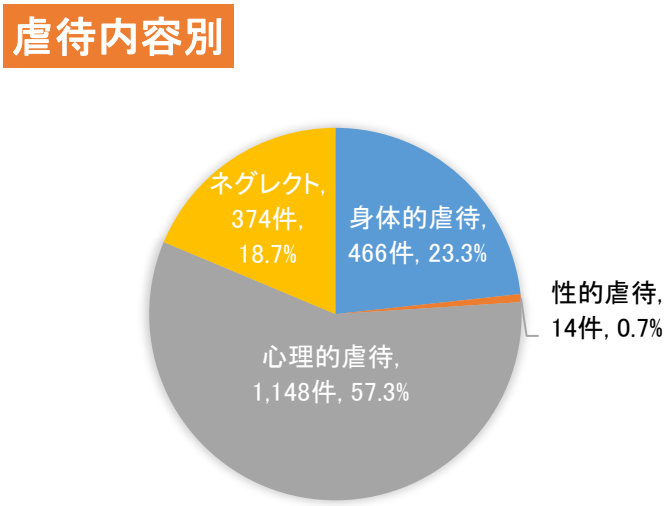

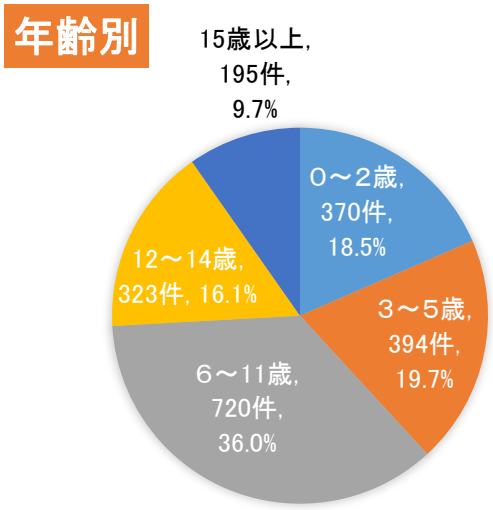

② 児童虐待に対する児童相談所の対応の流れ

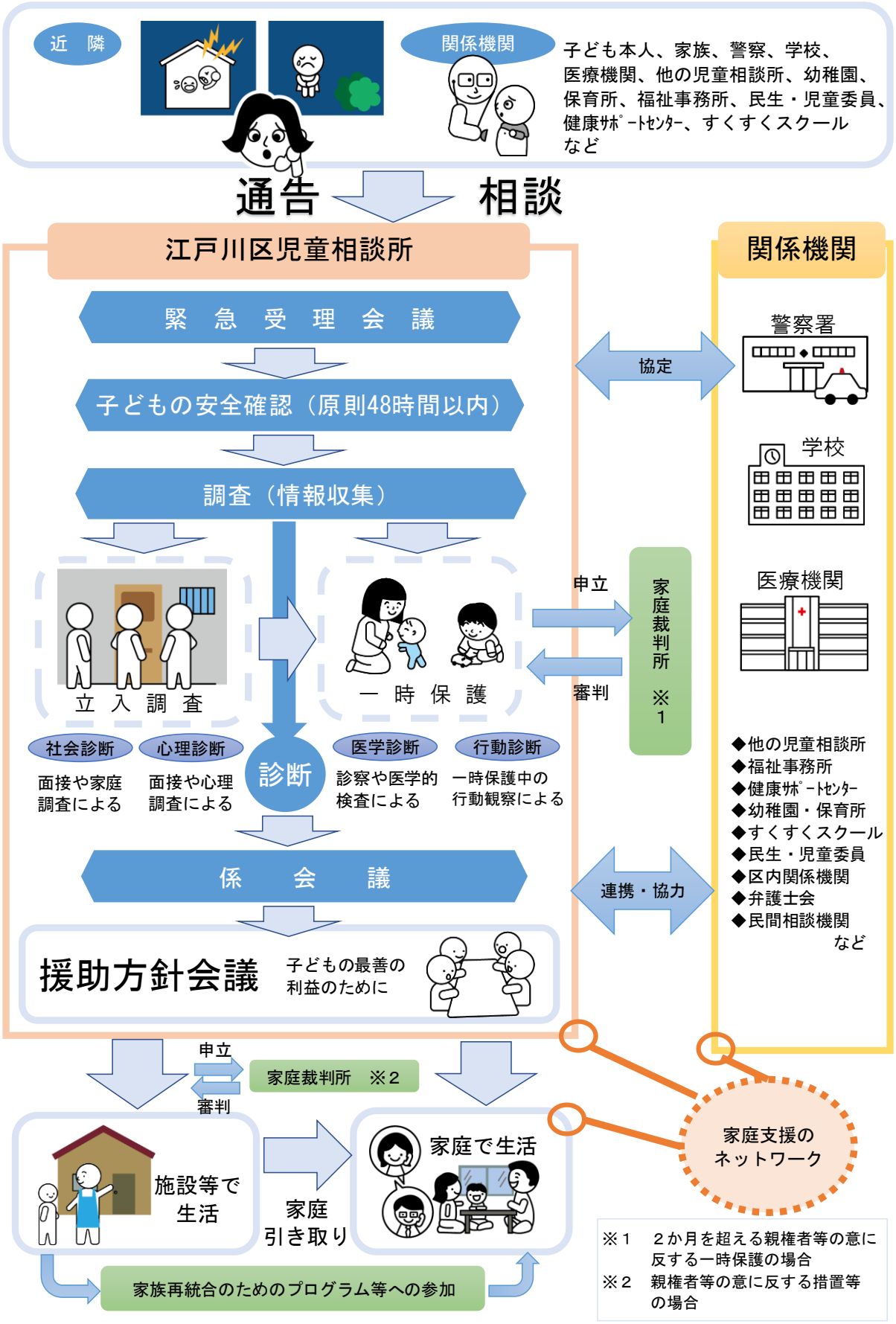

（７）触法少年の送致

警察は触法少年を発見したときは、児童相談所に通告できる。さらに触法少年に係る事件について警察が調査を行った結果、一定の重大事件に係る触法少年と思料するとき、又は家庭裁判所の審判に付すことが適当と思料するときには、児童相談所に送致することとされている。

（単位：件）

年度	触法送致件数	内訳						
		送致種別			一時保護の状況		家裁送致の状況	
		身柄送致	身柄通告後送致	書類送致	一時保護あり	一時保護なし	家裁送致あり	家裁送致なし
令和２年度	1	1	0	0	1	0	1	0
令和３年度	1	1	0	0	1	0	1	0
令和４年度	1	0	1	0	1	0	1	0

（８）外国人の相談状況

令和４年度の相談受理件数 3,598 件のうち、外国人児童（外国籍の児童）は 209 件となり、相談受理件数の 5.8%を占める。

（単位：件）

年度		令和２年度	令和３年度	令和４年度
養護相談	児童虐待相談	118	93	94
	その他	35	35	43
保健相談		0	0	0
障害相談		14	11	27
非行相談		2	3	9
育成相談		6	6	18
その他の相談		39	12	18
計		214	160	209

２　調査、診断、一時保護、法的対応状況

（１）児童福祉司の活動状況

児童福祉司は、児童や保護者からの相談に応じ、必要な調査、社会診断を行い、必要な指導を行っている。

年度	児童福祉司（人）（4.1 現在）	相談受理件数（件）		行動回数(回)					
					内訳				平均回数(相談１件あたり)
			児童福祉司１人あたり		訪問	面談	電話	その他※	
令和２年度	44	4,032	91.6	140,030	9,215	5,074	109,738	16,003	34.7
令和３年度	44	3,775	85.8	142,457	5,918	4,615	112,984	18,940	37.7
令和４年度	44	3,598	81.8	146,188	5,367	4,477	118,760	17,584	40.6

※　協議やその他行動の計

（２）児童心理司の活動状況

児童心理司は児童や保護者等との面接、心理検査及び行動観察を通して心理診断を行う。またその結果に基づき援助方針を検討し、必要な心理療法もしくは助言を行っている。

年度	児童心理司数（人）（4.1現在）	心理検査数(回)					児童心理司１人あたり（件）
			内訳				
			知能	発達	人格	その他	
令和２年度	21	1,398	638	252	310	198	66.5
令和３年度	20	1,708	794	428	262	224	85.4
令和４年度	20	1,839	783	355	392	309	92.0

また愛の手帳の判定状況は以下のとおりである。 （単位：件）

年度	判定数	内訳				
		１度	２度	３度	４度	非該当
令和２年度	324	1	50	56	156	61
令和３年度	388	10	73	71	164	70
令和４年度	413	8	34	85	227	59

（３）医学診断状況

児童相談所内で委託医師により、児童や保護者に対する問診等による医学診断、保護者や児童、関係機関等への医学的な立場からの助言等を行っている。

年度	件数
令和２年度	213
令和３年度	206
令和４年度	249

（４）一時保護状況

（単位：件）

施設種別	令和２年度				令和３年度				令和４年度			
	乳幼児	学齢男児	学齢女児	計	乳幼児	学齢男児	学齢女児	計	乳幼児	学齢男児	学齢女児	計
区一時保護所	25	88	81	194	24	81	70	175	16	98	91	205
区外一時保護所	2	13	6	21	3	1	5	9	1	4	5	10
乳児院	24	0	0	24	19	0	0	19	14	0	0	14
児童養護施設	5	10	11	26	1	4	5	10	2	1	2	5
里親	3	20	7	30	6	9	6	21	1	11	9	21
児童自立支援施設	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
医療機関	13	4	8	25	5	8	7	20	3	5	4	12
障害児関係施設	1	2	1	4	0	3	1	4	0	4	0	4
自立援助ホーム	0	13	6	19	0	4	2	6	0	3	4	7
その他	0	0	0	0	0	4	2	6	0	0	0	0
計	73	150	120	343	58	115	98	271	37	126	115	278

（５）一時保護状況（江戸川区一時保護所内）

① 一時保護の状況

（単位：件）

	計	養護		障害	非行	育成	保健・その他
		児童虐待	その他				
令和２年度	194	154	19	0	18	2	1
令和３年度	175	115	22	0	38	0	0
令和４年度	205	117	32	0	49	6	1

【参考：江戸川区一時保護所の入所児童数】 （単位：件）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
区内児童	194	175	205
区外児童（受託）	1	11	15
計	195	186	220

② 一時保護後の退所先

（単位：件）

		計	養護		障害	非行	育成	保健・その他
			児童虐待	その他				
令和２年度		165	131	14	0	18	2	0
令和３年度		183	125	27	0	30	0	1
令和４年度		203	120	29	0	47	6	1
退所先	児童福祉施設入所	19	10	2	0	4	2	1
	里親委託	5	4	1	0	0	0	0
	他の児童相談所・機関に移送	38	18	7	0	10	3	0
	家庭裁判所送致	2	1	0	0	1	0	0
	帰宅	137	86	18	0	32	1	0
	その他	2	1	1	0	0	0	0

③ 年度内に退所した児童の日数分布・平均日数

（単位：件、日）

	1～7日	8～14日	15～21日	22～28日	29～35日	36～42日	43～49日	50～56日	57日～	計	平均日数
令和２年度	46	9	9	6	9	7	12	10	57	165	51.6
令和３年度	32	14	13	8	17	15	12	19	53	183	47.9
令和４年度	54	17	19	25	18	14	6	8	42	203	39.9

（６）一時保護状況（一時保護委託）

① 一時保護委託の状況

(単位：件)

	計	養護		障害	非行	育成	保健・その他
		児童虐待	その他				
令和２年度	149	110	27	0	8	1	3
令和３年度	96	62	18	0	11	1	4
令和４年度	73	41	15	3	9	5	0

② 一時保護委託後の退所先

(単位：件)

		計	養護		障害	非行	育成	保健・その他
			児童虐待	その他				
令和２年度		163	116	27	0	14	2	4
令和３年度		100	68	18	0	10	1	3
令和４年度		79	49	14	2	10	3	1
退所先	児童福祉施設入所	14	11	2	0	1	0	0
	里親委託	9	5	0	0	2	1	1
	他の児童相談所・機関に移送	28	18	2	2	4	2	0
	家庭裁判所送致	0	0	0	0	0	0	0
	帰宅	27	15	10	0	2	0	0
	その他	1	0	0	0	1	0	0

（７）法的対応状況

児童福祉法第 28 条、33 条の申立て等を行っている。(単位：件)

申立種別	令和２年度	令和３年度	令和４年度
28 条第１項申立	11	4	3
28 条第２項申立	0	1	0
33 条第５項申立	7	6	3

申立種別	説明
28 条第１項申立	保護者が子どもを虐待するなど子どもの福祉を害する場合において、子どもを児童福祉施設に入所させる等の措置をとる際に保護者が同意しない場合、都道府県知事又は児童相談所長の申立てにより、家庭裁判所がその措置をとることを承認する審判を行う手続き
28 条第２項申立	28 条第１項申立て承認による措置は２年を超えることができないが、当該措置を継続しなければ子どもの福祉を害するおそれがあると認めるときに、都道府県知事又は児童相談所長の申立てにより、家庭裁判所が当該措置の期間を更新することを承認する審判を行う手続き
33 条第５項申立	一時保護の期間が２か月を超え、かつ親権者の意に反して一時保護を継続する場合、都道府県知事又は児童相談所長の申立てにより、家庭裁判所がその措置をとることを承認する審判を行う手続き。

３　施設入所の状況

（１）施設の種類

施設の種類	施設の概要
乳児院	乳幼児を養育する施設
児童養護施設	子どもを養育する施設
障害児入所施設	障害のある子どもを預かり、保護、日常生活の指導及び自立に必要な知識技能の付与を行う施設（医療型障害児入所施設は、治療を含みます。）
児童自立支援施設	行動上の問題から生活指導等を要する子どもに、子どもの状況に応じて必要な指導を行い、自立を支援する施設
児童心理治療施設	心理的・精神的問題を抱え、社会生活の適応が困難となった子どもに心理治療を行う施設
自立援助ホーム （児童自立生活援助事業）	自立を目指す義務教育を修了した子ども等に、相談、日常生活上の援助、生活指導及び就業の支援を行う施設

（２）入所措置等の状況

（単位：人）

施設種別	令和２年度				令和３年度				令和４年度			
	乳幼児	学齢男児	学齢女児	計	乳幼児	学齢男児	学齢女児	合計	乳幼児	学齢男児	学齢女児	計
乳児院	27	0	0	27	20	0	0	20	17	0	0	17
児童養護施設	31	98	102	231	23	92	90	205	28	79	77	184
里親他	8	17	16	41	11	15	16	42	11	17	15	43
児童自立支援施設	0	6	0	6	0	3	2	5	0	6	2	8
児童心理治療施設	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0
自立援助ホーム	0	3	7	10	0	5	4	9	0	4	6	10
障害児入所施設	2	14	10	26	1	14	6	21	2	11	5	18
計	68	139	135	342	55	130	118	303	58	117	105	280

（３）障害児入所施設の利用契約

（単位：人）

施設種別	令和２年度				令和３年度				令和４年度			
	乳幼児	学齢男児	学齢女児	計	乳幼児	学齢男児	学齢女児	計	乳幼児	学齢男児	学齢女児	計
障害児入所施設	1	6	5	12	1	6	3	10	3	5	3	11

４　里親制度

本来、児童は家庭で愛情に包まれながら養育されることが望ましいが、親の離婚・疾病等さまざまな事情により家庭で生活できない児童や親による虐待等のため家庭での生活が望ましくない児童が数多くいる。こうした児童を家庭に代わって公的に養育する社会的養護の一つに「里親制度」がある。江戸川区を含む東京都の「里親制度」では、以下の４種類の制度を設けている。

里親種別	内容
養育家庭	養子縁組を目的とせずに、一定期間子どもを養育する里親
養子縁組里親	養子縁組を目的として、子どもを養育する里親
専門養育家庭	専門的ケアを必要とする被虐待児、非行等の問題や障害等を有する子どもを、養子縁組を目的とせずに、一定期間養育する里親
親族里親	両親が死亡、行方不明、長期入院等により子どもを養育できない場合に、祖父母等の親族が子どもを養育する里親

（１）登録・委託状況（年度末現在）

（単位：組、人）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度
養育家庭	登録家庭数	29	34	45
	委託家庭数(児童数)	13(19)	15(18)	19(25)
養子縁組里親	登録家庭数	10	13	16
	委託家庭数(児童数)	3(3)	3(3)	4(4)
親族里親	登録家庭数	2	2	2
	委託家庭数(児童数)	2(3)	2(3)	2(2)
専門養育家庭	登録家庭数	0	0	0
	委託家庭数(児童数)	0(0)	0(0)	0(0)
登録家庭数（合計）		40	45	55

※二重登録の登録家庭数は令和２年度１組、令和３年度４組、令和４年度８組

（２）ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

第二種社会福祉事業として、養育者の住居において　５～６　人の児童を養育する制度
令和５年３月 31 日現在、江戸川区内での実施はない。

（３）里親の支援体制

＜児童相談所＞

里親制度推進のための総合調整、里親の認定及び登録等を行っている。里親希望者からの相談・申請受付、家庭訪問調査、児童の委託、委託後の里親への助言、指導等を行う。養育家庭の相談を担当する児童福祉司と里親支援員が中心となって、地域の里親支援や里親委託の推進に努めている。新規家庭調査、養育家庭と児童のマッチング、交流に関する調整、里親制度の運用についても一体的に行っている。地域ごとの支部があり、令和４年６月に、江戸川区の里親による、せせらぎ支部が発足した。

＜ＮＰＯ法人 東京養育家庭の会＞

東京都内の養育家庭とその関係者で運営するＮＰＯ法人である。江戸川区では、里親に対する研修や養育家庭の交流会及び養育家庭の身近な悩みに対してアドバイスを行うなどの事業を東京都と共に東京養育家庭の会に委託し、養育家庭制度のより効果的な事業展開を図っている。地域ごとの支部があり、令和４年６月に、江戸川区の里親による、せせらぎ支部が発足した。

＜フォスタリング機関＞

民間団体が持つノウハウを活かして里親への児童の委託を一層推進するため、江戸川区が業務委託した社会福祉法人が、里親サロンの実施、里親制度の普及啓発、里親研修、里親のトレーニングやカウンセリング、委託児童や措置解除後の児童の自立支援及び未委託家庭の訪問支援等を行っている。

＜里親支援専門相談員＞

乳児院や児童養護施設に配置された里親支援専門相談員は、児童相談所等と連携して、児童を委託した後の里親宅への定期的な訪問により、里親家庭の支援を行っている。

＜ふぉれすと＞

江戸川区児童相談所と里親支援機関からなる里親チームの名称である。里親家庭が地域の中で安心して子育てできるよう、関係機関をはじめ、地域が一体となり、里親家庭をサポートし見守っていく。

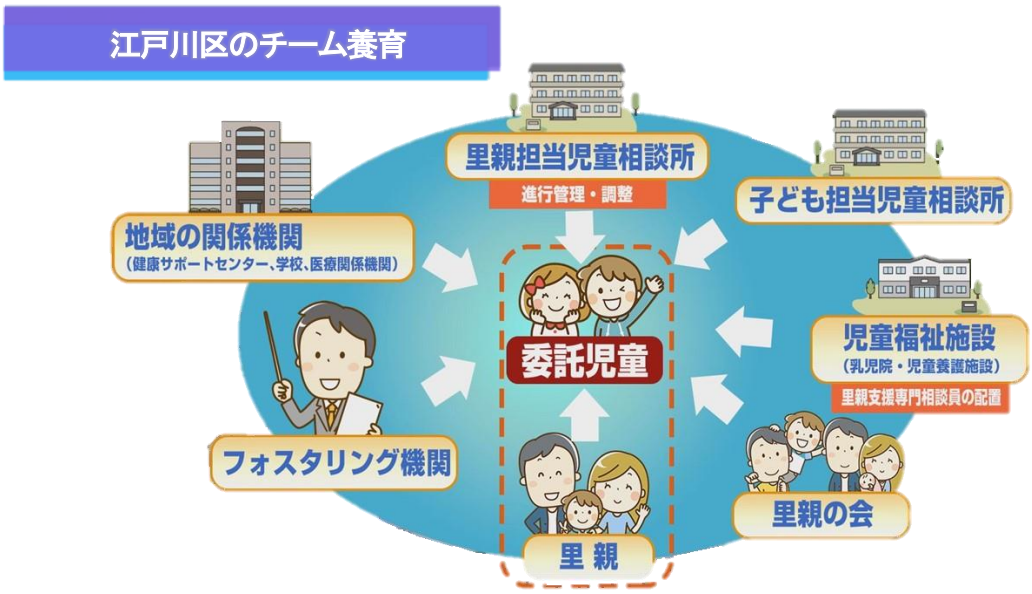

５　退所後支援事業

（１） 社会的養護自立支援事業

養育家庭等への委託や児童養護施設等に施設入所措置を受けていた児童で、18 歳（措置延長の場合は 20 歳）を迎えて措置解除となった児童のうち、自立のための支援を継続して行うことが必要な児童に対して、居住に関する支援、支援コーディネーターによる支援などを行っている。（令和３年度事業開始）

	居住に関する支援	支援コーディネーターによる支援
令和３年度	2	0
令和４年度	3	47

（２） 養育家庭等自立援助事業

養育家庭及びファミリーホームへの措置児童のうち、18 歳を迎えて措置解除となった児童に対して、措置解除後も安定した生活を送れるようにするため、居住費支援や相談支援などを行っている。（令和３年度事業開始）

	居住費支援	相談支援
令和３年度	0	3
令和４年度	2	4

６　各種事業

（１）ＤＶ相談員の配置

児童虐待事例の背景にある配偶者等からの暴力について、委託した事業者の専門支援員が週３日児童相談所内に勤務し、専門的見地から助言を受けることにより、児童虐待事案等への迅速かつ適切な対応を行うことを目的として、実施している。（令和２年度事業開始）

年度	相談業務	同行支援
令和２年度	131 件	９件
令和３年度	145 件	18 件
令和４年度	144 件	６件

（２）メンタルフレンドの活動

不登校や引きこもり等さまざまな社会的不適応を示し、家に閉じこもりがちな児童に、お兄さん又はお姉さんの世代にあたるボランティア（18 歳以上 30 歳未満）を「メンタルフレンド」として派遣し、活動を通して、児童の自主性や社会性を高めるための援助を行う。（令和２年度事業開始）

年度	利用児童数	訪問延日数
令和２年度	23 人	205 日
令和３年度	57 人	424 日
令和４年度	47 人	325 日

（３）ＣＡＲＥプログラム

Child-Adult Relationship Enhancement（子どもと大人の絆を深めるプログラム）は、PCIT（親子相互交流療法）のエッセンスをまとめたトラウマに関する豊富な情報と、エビデンスに基づいたペアレンティングプログラムである。児童への虐待をしてしまう保護者あるいは虐待しそうになる保護者が、児童とよりよい関係を築くときに大切な養育のスキルを体験的に学ぶことを目的とする。（令和２年度事業開始）

年度	参加者
令和２年度	20 人
令和３年度	62 人
令和４年度	42 人

（４）虐待カウンセリング

児童への虐待をしてしまう保護者に対し、虐待に至る背景や、メカニズムに着目したカウンセリング・保護者指導を行うことで、再発防止、抑止を目的とする。また家庭引き取り後の保護者指導や施設入所した児童とその保護者の再統合を目的にカウンセリングを行っている。（令和２年度事業開始）

年度	参加者
令和２年度	38 人
令和３年度	53 人
令和４年度	52 人

（５）ペアレントトレーニング【保護者支援】

子どもの養育に不安や悩みを抱えた家庭等に対して助言指導を行う。発達特性を持った児童の理解を促し、その特性に合った具体的なかかわり方を保護者が学ぶことで、暴言・暴力を用いない養育の仕方を習得することを目的とする。（令和４年度事業開始）

年度	参加者
令和４年度	28 人

（６）ペアレントトレーニング【親子支援】

思春期の児童に関する理解を深め家庭内での不適切なかかわりを減少させるために、保護者が具体的な児童とのかかわり方について学ぶ。同時に児童に対しては子どもが参加しやすいプログラムを行いながら子どもの行動観察を実施。行動観察によるアセスメントに基づき、それぞれの児に対する効果的な環境調整や接し方について保護者にフィードバックし、家庭での活用を促す。（令和４年度事業開始）

年度	参加者
令和４年度	38 人

（７）ＤＶ被害者プログラム（びーらぶ）

① 地域版

家族（母子）がお互いを大事にしあい、対等なコミュニケーションをとれるようになることを目的に、母子同時並行でスキルを学ぶ体験型ワークショップを実施。（令和３年度事業開始）

② びーらぶオレンジ

上記①の経験・知識・ノウハウをもとに、里親家庭の子どもと里親、施設の子どもと職員向けに新たに開発されたプログラム。（令和３年度事業開始）

年度	参加者
令和３年度	66 人
令和４年度	88 人

（８）ＤＶ加害者プログラム

子育ての悩みや望ましい子どもへの関わりはどんなものか、夫婦の不和が子どもに与える影響などを学び、深めていくことを目的とする。（令和３年度事業開始）

年度	参加者
令和３年度	12 人
令和４年度	10 人

7　基礎的自治体の児童相談所としての対応

江戸川区児童相談所は、基礎的自治体として、子ども家庭総合支援拠点（都内における子ども家庭支援センター）機能を有しており、子育てに関する事業や、区民・関係機関と協働した相談支援活動を実施している。

（1）江戸川区要保護児童対策地域協議会

①　概要

ア　経緯

平成 14 年 12 月　1 日　「江戸川区児童虐待防止関係機関ネットワーク会議」を設置
平成 16 年　4 月　1 日　児童福祉法の改正により要保護児童対策地域協議会が法定化
平成 17 年 11 月 29 日　「江戸川区子どもの保護に関する地域協議会」に名称変更
平成 19 年　4 月　1 日　児童福祉法改正により要保護児童対策地域協議会設置が努力義務化
令和　2 年　4 月　1 日　「江戸川区要保護児童対策地域協議会」に名称変更（以下、協議会）

イ　目的

関係機関が児童やその家庭に関する情報の共有と連携を行い、保護を必要とする児童の早期発見と早期対応を図る。

ウ　体制

協議会は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造で組織している。

エ　調整機関

児童福祉法では、協議会の運営の中核となって関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にすることとされており、本区では、江戸川区児童相談所が調整機関を担っている。

②　対象児童等

ア　要保護児童

保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当と認められる児童

イ　要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

ウ　特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

○令和２年度開催実績

会議名		開催	書面開催※	中止※
代表者会議（２回/年）		1	1	0
実務者会議	全体会議（２回/年）	1	0	1
	地区別会議（12 地区各２回/年）	8	4	12
個別ケース検討会議（随時）		101	0	0

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催または中止とした。

○令和３年度開催実績

会議名		開催	書面開催※	ｵﾝﾗｲﾝ開催※
代表者会議（２回/年）		0	2	0
実務者会議	全体会議（１回/年）	1	0	0
	地区別会議（17 地区各１回/年）	7	10	0
	生活指導連絡協議会（９回/年）	6	2	1
	進行管理会議（17 地区各２回/年）	0	34	0
個別ケース検討会議（随時）		144	0	0

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催やオンライン開催とした。

○令和４年度開催実績

会議名		開催
代表者会議（２回/年）		2
実務者会議	全体会議（１回/年）	1
	地区別会議（17 地区各１回/年）	17
	生活指導連絡協議会（８回/年）	8
	進行管理会議（17 地区各２回/年）	34
個別ケース検討会議（随時）		184

（２）乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が状況を確認できていない児童を目視等により把握し、児童の安全の確認と確保を図る。

（３）未就園児家庭訪問事業

保育園等に通園していない就学前児童を家庭で養育している世帯を訪問し、子育てに関する相談や支援につながる情報を案内することで児童虐待の未然防止を図る。

年度	訪問対象児童数
令和３年度	726 人
令和４年度	887 人

（４）子どもショートステイ事業（宿泊あり）・子どもトワイライトステイ事業（宿泊なし）

保護者の病気、出産、介護、冠婚葬祭、就労、育児疲れ等の理由で宿泊を伴う保育や夜間の保育が必要な場合に、区が委託した委託や協力家庭で児童の一時預かりを行う。

年度	ショートステイ		トワイライトステイ	
	人数	日数	人数	日数
令和２年度	136 人	383 日		
令和３年度	139 人	369 日	1 人	1 日
令和４年度	217 人	553 日	119 人	119 日

（５）ファミリー・サポート事業

子育ての手助けが必要な方(依頼会員)と子育ての手助けができる方(協力会員)がそれぞれファミリー・サポート会員となり、地域で子育ての助け合いを行う。上限回数なし。自己負担は月～土の８時～19 時 800 円/時間、日・祝・時間外 900 円/時間。

年度	協力会員数	依頼会員数	両方会員数	活動回数
令和２年度	277 人	2,451 人	56 人	7,805 回
令和３年度	320 人	2,835 人	58 人	6,570 回
令和４年度	320 人	2,841 人	51 人	5,429 回

（６）養育支援訪問事業

① 専門的相談支援

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等が居宅を訪問し指導・助言を行うことで養育環境の改善や養育力の向上を図る。

② 育児・家事支援(育児支援ヘルパー派遣)

養育支援が特に必要な家庭に対して育児支援ヘルパーを派遣することで、養育環境の改善や養育力の向上を図る。

年度	回数
令和２年度	63 回
令和３年度	40 回
令和４年度	35 回

（７）子どもと家庭のおとなりさん事業

子育ての支援が必要な家庭におとなりさん支援員を派遣し、家事や育児の支援を行う。
（年度内 48 回上限。自己負担なし。）

年度	利用世帯数	利用者数
令和２年度	28 世帯	40 人
令和３年度	38 世帯	52 人
令和４年度	45 世帯	76 人

（８）子どもの食の支援事業

① おうち食堂（食事支援ボランティア派遣事業）

子どもの食の支援が必要な家庭におうち食堂支援員を派遣し、買い物や調理を行う。
（年度内 48 回上限。自己負担なし。）

年度	利用世帯数	利用者数
令和２年度	38 世帯	87 人
令和３年度	29 世帯	73 人
令和４年度	33 世帯	62 人

② KODOMO ごはん便（子ども配食サービス支援事業）

子どもの食の支援が必要な家庭に 470 円のお弁当を自己負担 100 円で自宅に届ける。

（年度内 48 回上限。所得制限あり。）

年度	利用世帯数	利用者数
令和２年度	41 世帯	81 人
令和３年度	36 世帯	71 人
令和４年度	37 世帯	67 人

（９）家事・育児支援事業「えどがわママパパ応援隊」

３歳未満の子ども、または多胎児を妊娠している方がいる家庭(※)を対象に、家事・育児支援サポーターを派遣し、保護者の家事・育児の負担軽減を図る。

(※) 保育サービスを利用している家庭は対象とならない場合がある。

自己負担１時間 500 円。保育サービスを利用していない０歳児は 14 時間まで無料。

利用時間は児童の年齢やきょうだいの人数により 20～240 時間まで。

※令和４年１月からよちよち応援隊の対象者（０歳）を拡大

年度	利用者数
令和２年度	1,003 人
令和３年度	1,218 人（※1,186 人）
令和４年度	1,206 人

（10）家事支援用品給付事業「えどがわママパパ応援給付事業」（令和 4 年度時限事業）

コロナ禍における子育てを応援するため、家事・育児支援サポーターの利用に替えて家事の負担感の軽減を図る時短家電等の給付することで、家事の負担感の軽減と子育て環境の向上を図る。

年度	対象者数	利用者数
令和４年度	6,666 人	5,436 人

(11) 児童虐待防止啓発事業

令和４年度　児童虐待防止広報啓発活動は以下のとおりである。

①	児童相談カード配布
	区立小中学校の全児童生徒に配布
②	はあとポート親子のしおり配布
	児童手当現況届結果通知に同封し配布
③	広報えどがわ（11 月 1 日号）掲載
	児童虐待防止・体罰防止の広報啓発の記事を掲載
④	区ホームページ掲載
	児童虐待防止推進月間について記事を掲載
⑤	厚生労働省作成　児童虐待防止推進月間ＰＲポスターの区内関連施設・関連機関配付
	配布先：医師会、歯科医師会、民生委員、幼保小中学校、区民施設、社会福祉協議会、区役所関連部署など約 500 施設 【児童虐待防止】ポスター（B2）:125 枚　ポスター（A3):1,700 枚 リーフレット:3,550 枚 【ヤングケアラー】ポスター（B2）：105 枚　ポスター（A3):1,650 枚 リーフレット:7,100 枚
⑥	ミニのぼり旗の区内関連施設配付
	配布先：区民施設など約 120 施設　・ミニのぼり旗：250 本
⑦	タワーホール船堀展望塔オレンジ色ライトアップ
	11 月 1 日から 11 月 15 日午後 5 時から午後 10 時まで
⑧	ＳＮＳ　Facebook・Twitter　・LINE・Yahoo!投稿
	Twitter：11 月 1 日、11 月 14 日　Facebook・LINE・Yahoo!:11 月 1 日
⑨	グリーンパレス 1 階ロビーでのパネル展示・オレンジリボンメッセージカード展示
	11 月 14 日から 11 月 30 日
⑩	地域新聞「ハギュットタイムズ」広報啓発
	5 月号、7 月号、11 月号
⑪	職員向け研修　e-ラーニング実施（児童虐待未然防止、ヤングケアラーについて）
	11 月 1 日～11 月 30 日　受講対象者：5,002 人　受講者：4,792 人　受講率：95.8%

(12) ヤングケアラー支援について

① 社会的認知度の向上
- 要保護児童対策地域協議会全体会議にて講演会とパネルディスカッションを実施
- 区ホームページに関係団体の情報や普及啓発動画を掲載

② 相談支援体制の充実（早期発見・支援）
- 「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置（援助課）

③ 支援策の推進
- ピアサポート等の相談支援を行う団体に対する活動経費の一部を補助
- 区が必要と判断した家庭に対する育児支援ヘルパーの派遣

８　専門職の人材育成

（１）研修

児童相談所の業務は、増加、複雑・多様化する中で、人材育成が最重要課題となっており、職員の資質向上が求められている。このため、職員研修においては、「研修プロジェクトチーム」を設置し、経験年数等に応じて作成した各職種のキャリアラダーを策定し、それを踏まえた研修テーマを設定してきたところである。時勢や職員ニーズに合った研修も取り入れ、研修内容の充実を図ってきた。今後は、児童相談所職員のメンタルヘルスの維持に資するよう、セルフケア研修等を取り入れ、さらなる研修内容の充実を図っていく。

（２）研修受講内容

所内研修				
	項目	内容	講師	対象
1	児童相談所の概要	組織や役割、相談対応状況等を説明	所長	新任・転任者
2	一時保護所について	一時保護所の役割、対応を説明	一時保護課長	
3	警察との連携	警察署からの通告、情報提供	警視庁派遣職員	
4	区内子育て事業等の説明	共育プラザ、子育て家庭支援事業、ショートステイ事業について	相談課、共育プラザ係長	
5	措置費関連業務	措置費について	社会的養護係	
6	関係機関との連携	区内関係機関との連携について	相談課	
7	要保護児童対策地域協議会	要対協について	相談課	
8	医療連携	医療機関との連携を説明	保健師	
9	法的対応	関連法案、対応について説明	法務担当弁護士	
10	相談援助活動	相談援助活動について	児童福祉司ＳＶ	
11	ソーシャルワーク	ソーシャルワークの基本	児童福祉司ＳＶ	
12	初動対応	虐待初期対応について	児童福祉司ＳＶ	
13	泣き声・面前ＤＶ通告	泣き声・面前ＤＶの基本的な対応について	児童福祉司	
14	非行相談	非行児童への援助	児童福祉司ＳＶ	
15	性的虐待	性的虐待対応について	心理司ＳＶ	
16	心理診断	心理診断について	心理司ＳＶ	
17	養育家庭・特別養子縁組	養育家庭・特別養子縁組について	社会的養護係	
18	メンタルフレンド事業・親支援プログラム	メンタルフレンド事業・親支援プログラムについて	心理司	
19	ミニ研修	一時保護業務、一時保護所運営について	一時保護課長	一時保護所職員
20	ミニミニ研修	児童福祉領域に関連する事柄について	一時保護所職員	

所内研修(外部講師)				
	項目	内容	講師	対象
1	アボドケイト	アドボケイト活動について	川瀬信一氏	全職員
2	サインズオブセーフティアプローチ	基礎編、解決志向アプローチ、事例検討	立正大学准教授鈴木浩之氏	
3	性的虐待対応	初動対応や聞き取りなど、ロールプレイを含む実践	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所山本恒雄氏	
4	乳幼児の運動発達、精神発達の理解	乳幼児の運動および精神発達の理解と適切なアセスメントについて	秋山千枝子氏	
5	虐待による頭部外傷の診断と留意点	頭部外傷に関して、医療機関との連携や家庭復帰時の注意点について	仙田昌義氏	
6	医療機関との連携	医療機関からの通告の取り扱いについて	小橋孝介氏	
7	傷や痣を記録に残すときの留意点（事件化への対応）	初動対応時のスキルを習得	齋藤直樹氏	
8	社会的養護のもとで成長する児童への理解と支援	措置児童への具体的な支援内容について	ＮＰＯ法人ブリッジフォースマイル林恵子氏	
9	養育家庭、特別養子縁組	養育家庭委託や特別養子縁組支援について	ロング朋子氏	
10	被害確認面接フォローアップ研修	適切な聴取をするためのスキルを習得	仲真紀子氏	
11	当事者から学ぶ	当事者の経験から支援の在り方を検討	ブローハン聡氏	
12	事例検討会	事例検討、講義：保護児童の理解と支援、安心できる生活と覚醒度のコントロール、トラウマインフォームドケア	星野崇啓氏	
13	機中八策®	適切な児童対応について	渡邉直氏	
14	PCIT フォローアップ研修	PCIT の実践について	加茂登志子氏	児童心理司
15	TF-CBT 研修	TF-CBT について	水島栄氏	
16	心理診断①	WISC-Ⅴ・WAIS-Ⅳの実施と解釈	大六一志氏	
17	心理診断②	描画法の実施と解釈	高橋依子氏	
18	性教育	ＣＡＰおとなワークショップ	ＮＰＯ法人ＣＡＰユニット	一時保護所職員

外部(派遣)研修				
	項目	内容	講師	対象
1	日本子ども虐待防止学会	虐待対応における最新の知見	一般社団法人 日本子ども虐待防止学会	全職員
2	RIFCR 研修	性的虐待の初動対応	山田不二子氏	児童福祉司 児童心理司
3	PCIT イニシャルワークショップ	PCIT について	加茂登志子氏	児童心理司
4	児童心理司指導者研修	心理的アセスメントおよび支援について	子どもの虹情報研修センター	
5	一時保護所職員ＳＶ研修	一時保護所運営と課題について	国立武蔵野学院附属人材育成センター	一時保護所職員
6	一時保護所職員実務者研修	適切な児童対応について	国立武蔵野学院附属人材育成センター	
7	虐待を受けた子どものこころの支援	被虐待児へのメンタルケアについて	西日本こども研修センターあかし	
8	虐待の世代間伝達を理解する	虐待の世代間伝達について	西日本こども研修センターあかし	
9	特別区一時保護所間交換研修	他区一時保護所での実務研修	特別区一時保護所	

特別区職員研修所研修			
	項目	内容	対象
1	児童福祉司任用前講習会	厚生労働省が示す基準に基づく	児童福祉司
2	指定講習会	同上	
3	児童福祉司任用後研修	同上	
4	児童福祉司スーパーバイザー研修	同上	児童福祉司として３年以上の職務経験を有する職員
5	調整担当研修	同上	児童福祉司
6	児童福祉司(1～2 年目)Ⅰ	面接技法、法医学から見た子どもの損傷など	
7	児童福祉司(1～2 年目)Ⅱ	多機関連携、性的虐待、法的対応など	
8	児童福祉司(3～4 年目)Ⅰ	ＣＡＲＥ（ペアレント・トレーニング）困難事例の検討など	
9	児童福祉司(3～4 年目)Ⅱ	解決志向アプローチ、親子関係再構築支援など	
10	児童心理司（1～2 年目）Ⅰ	児童心理司業務の基礎、虐待が子どもに与える影響など	児童心理司
11	児童心理司（1～2 年目）Ⅱ	カンファレンス、コンサルティングに求められる技能など	
12	児童心理司（3～4 年目）Ⅰ	アセスメント技法、法的申立てにおける心理所見など	
13	児童心理司（3～4 年目）Ⅱ	トラウマケア、ライフストーリーワークなど	
14	一時保護職員Ⅰ	子どもの権利擁護、児童相談所業務と一時保護所の役割など	一時保護職員
15	一時保護職員Ⅱ	安心安全な生活環境の提供、児童間暴力など	
16	児童家庭福祉	児童福祉行政、通告ケースの初期対応など	児童福祉司
17	児童虐待への対応	児童虐待の現状と課題、関係機関の役割と連携など	子ども家庭支援センター１～２年目の職員
18	司法面接	ＮＩＣＨＤプロトコルを用いた面接技法など	全職員
19	動機づけ面接	講義、ロールプレイ（振り返りを含む）など	
20	児童相談所業務管理監督職研修	ケースマネジメント、危機管理、スーパービジョンなど	児童相談所及び子ども家庭支援センターの管理監督職
21	児童相談所関連トピックス	※時勢に応じ必要なテーマを選定	児童相談所職員、その他子ども家庭福祉行政に携わる職員

９　視察・見学、実習

（１）視察・見学

自治体職員、地方議員等からの視察・見学を受け入れた。

時期	団体名
令和４年４月	内閣官房、千葉県船橋市、品川区、警視庁少年育成課ほか
５月	特別区長会、町田市、葛飾区議会、群馬県高崎市、東京都総務局ほか
６月	江戸川区議会他、警視庁生活安全部、練馬区、松江第一地区民生・児童委員協議会、江東区ほか
７月	松江第二地区民生･児童委員協議会、江戸川区更生保護女性会、杉並区 千葉県、東京都福祉保健局、兵庫県尼崎市、特別区人事委員会ほか
８月	東京都福祉保健局、千葉市、広島県ほか
９月	群馬県ほか
10 月	福岡県飯塚市、大阪府豊中市、東京都児童相談センターほか
11 月	品川区、宮城県、児童相談所内弁護士協会、葛西第三地区民生･児童委員協議会ほか
12 月	愛知県名古屋市、北区議会、都議会議員他ほか
令和５年１月	江戸川区総合人生大学ほか
２月	広島県、警視庁少年育成課ほか
３月	鹿児島県、警視庁少年育成課、埼玉県さいたま市、福岡県警察本部ほか

（２）実習

①社会福祉士養成課程における相談援助実習の実習生を受け入れた。

学校名	人数
立教大学	１名
和洋女子大学	１名
国立武蔵野学院附属人材育成センター	２名
帝京平成大学	１名

②保育士養成課程における保育実習生を受け入れた。

学校名	人数
東京保育専門学校	２名
実践女子大学	１名
東京都市大学	１名
和洋女子大学	１名

10　特別区からの派遣研修職員の受入れ

特別区から派遣職員を受け入れた。

自治体名	職種	人数
新宿区	児童福祉司	２名
墨田区	児童心理司	２名
品川区	児童心理司	１名
	児童指導員	１名
大田区	児童心理司	１名
豊島区	児童心理司	１名
	児童指導員	１名
	心理療法 担当職員	１名
葛飾区	児童福祉司	１名
	児童指導員	４名
	事務	１名

第３　統計

１　児童相談受付状況

（１）経路別

令和４年度　（単位：件）

	都道府県・指定都市・中核市・特別区				市町村				児童福祉施設・指定発達支援医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	医療機関 指定発達支援				
男	32	14	31	12	1	0	0	33	24	7	0	0	0	441	19
女	38	16	41	12	1	0	1	30	10	4	0	0	0	407	6
計	70	30	72	24	2	0	1	63	34	11	0	0	0	848	25

	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
男	1	46	11	80	7	3	0	707	170	10	316	1965
女	0	43	4	91	9	8	0	426	173	21	292	1633
計	1	89	15	171	16	11	0	1133	343	31	608	3598

（２）種類別　　令和４年度　（単位：件）

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
0歳	123	86	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	2	27	241
1歳	119	30	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	4	22	183
2歳	121	31	0	0	0	0	0	22	0	0	0	0	0	0	16	12	202
3歳	128	34	0	0	0	0	1	44	0	0	0	1	0	0	7	15	230
4歳	114	30	0	0	0	0	0	52	0	0	0	1	0	0	14	12	223
5歳	103	30	0	0	0	0	1	48	0	0	0	1	0	0	15	13	211
6歳	106	24	0	0	0	0	0	42	0	0	0	19	0	0	5	4	200
7歳	116	32	0	0	0	0	1	20	0	0	6	33	1	0	1	3	213
8歳	103	21	0	0	0	0	1	13	0	0	10	17	3	0	0	6	174
9歳	111	31	0	0	0	0	0	22	0	2	6	21	1	0	0	4	198
10歳	111	27	0	1	0	0	2	19	0	2	9	28	3	0	0	6	208
11歳	93	26	0	0	0	0	0	38	0	2	16	28	1	0	1	3	208
12歳	99	41	0	0	0	0	0	59	0	4	21	32	6	0	0	6	268
13歳	97	32	0	0	0	0	0	33	0	12	19	30	4	0	1	6	234
14歳	79	36	0	0	0	0	1	24	0	16	3	33	5	0	0	12	209
15歳	57	28	0	0	0	0	0	16	0	5	1	22	1	0	0	8	138
16歳	48	29	0	0	0	0	0	11	0	12	0	12	2	0	0	7	121
17歳	36	15	0	0	0	0	0	23	0	7	0	11	1	0	1	27	121
18歳以上	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	11	16
計	1764	587	0	1	0	0	7	498	0	62	91	289	28	0	67	204	3598

2　児童相談対応状況

（1）種類別

令和４年度　（単位：件）

		対応件数（年度中）																	
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童・指導委託 児童家庭支援センター	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定発達支援医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致 法27条第1項第4号による	障害児施設等への利用規約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あっせん								入所	通所						
養護相談	児童虐待相談	1787	10	10	147	0	0	0	0	0	0	29	0	0	10		0	9	2002
	その他の相談	461	10	6	151	0	0	0	0	2	0	7	0	0	3		0	13	653
保健相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
障害相談	肢体不自由相談	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		4	0	7
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
	言語発達障害相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	1
	重症心身障害相談	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		5	0	9
	知的障害相談	459	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	0	0	0		2	0	478
	発達障害相談	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	3
非行相談	ぐ犯行為等相談	46	2	1	21	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3	75
	触法行為等相談	52	0	0	9	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	64
育成相談	性格行動相談	304	8	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0		0	0	313
	不登校相談	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	31
	適性相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
	育児・しつけ相談	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	69
その他の相談		146	3	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0		0	4	157
計		3362	37	17	330	0	0	0	0	19	0	42	0	0	13	2	11	29	3862

（２）児童虐待相談の虐待者別　　令和４年度　（単位：件）

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
身体的虐待	160	27	264	3	12	466
性的虐待	8	4	1	0	1	14
心理的虐待	500	43	525	4	76	1148
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	46	4	321	0	3	374
計	714	78	1111	7	92	2002

３　親権・後見人・立入調査等　　令和４年度　（単位：件）

児童福祉法第28条１項による措置		児童福祉法第28条２項による措置		後見人選任の請求	
請求件数	承認件数※	請求件数	承認件数※	請求件数	承認件数
3	1	0	1	0	0

出頭要求	立入調査	再出頭要求	臨検・捜索	警察援助要請
0	0	0	0	1

※承認件数は、令和３年度以前に請求したもののうち、令和４年度中に承認されたものを含む

事業概要

令和４年度（2022 年度）版

令和５年 10 月発行

〒132-0021

江戸川区中央 3-4-18

電話 03-5678-1810